

議案第 8 5 号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

瑞穂町議会の議員の議員報酬を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
3 1 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「4 2 0 , 0 0 0 円」を「4 4 6 , 0 0 0 円」に、「3 6
0 , 0 0 0 円」を「3 8 2 , 0 0 0 円」に、「3 5 0 , 0 0 0 円」を
「3 7 2 , 0 0 0 円」に、「3 4 0 , 0 0 0 円」を「3 6 2 , 0 0 0
円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧
(議員報酬) 第1条 瑞穂町議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>446,000円</u> 副議長 月額 <u>382,000円</u> 常任委員長 月額 <u>372,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>372,000円</u> 特別委員長 月額 <u>372,000円</u> 議員 月額 <u>362,000円</u> 第2条から第7条 略 別表 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和9年1月1日から施行する。</u>	(議員報酬) 第1条 瑞穂町議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>420,000円</u> 副議長 月額 <u>360,000円</u> 常任委員長 月額 <u>350,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>350,000円</u> 特別委員長 月額 <u>350,000円</u> 議員 月額 <u>340,000円</u> 第2条から第7条 略 別表 略